

申請に対する処分

処分名	重度心身障害者医療費の助成
根拠法令	奄美市重度心身障害者医療費助成規則第5条
所管課	市民福祉部福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

受給者証の交付を受けている人又はその保護者

(2) 申請の方法

保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6月以内に、1月を単位として、「重度心身障害者医療費助成金支給申請書」と医療機関等へ支払った領収書等の書類を市民福祉部福祉政策課ゆうあい係に提出する。

(3) 許認可等の要件

受給者証の交付を受けている人が保険適用となる医療を受けた場合に助成する。ただし、当該医療費等が第三者からの行為によって生じたものであり、当該第三者が当該医療費の全額若しくは一部を負担する場合、偽り、その他不正な手段により助成金の支給を受けたと認められる場合を除く。

2 標準処理時間

30日